

一般財団法人目黒区剣道連盟剣道級位及び段位審査規程

平成21年4月19日制定理事会第10号

平成24年3月24日改正

令和3年3月10日改正

令和4年3月12日改正

(総則)

第1条 一般財団法人目黒区剣道連盟（以下「連盟」という。）の定款第4条第4号の規定に基づき、連盟が行う剣道の級位及び段位の審査は、「一般財団法人全日本剣道連盟剣道称号・段位審査規則・細則および実施要領」及び「一般財団法人東京都剣道連盟における級位、段位 称号の審査等に関する規程および実施要領」によるほか、この規程に定めるところにより行うものとする。

(級位及び段位)

第2条 この規程に基づく剣道の級位は7級から1級まで、段位は初段から3段までとする。

(審査の対象)

第3条 この規程に基づく級位及び段位の審査は、連盟の会員並びに他区剣道連盟、東京学連剣友連合会、東京都学生剣道クラブ及び東京都高等学校体育連盟剣道専門部の会員で所属団体責任者発行の受審依頼書及び会費納入済証明書を提示した者に対して行うものとする。

(審査)

第4条 連盟は、級位及び段位の審査を毎年それぞれ2回ずつ行うものとする。ただし、理事会が特に必要があると認めた場合には、年1回に限り、臨時に級位の審査を行うことができる。
2 前項の期日及び場所並びに審査の細部については、その都度、執行理事会に諮って理事長が決定する。

(級位の受審資格)

第5条 級位の受審資格は、次表のとおりとする

級位	受審資格
1級	満11歳以上で、2級を受有後1年以上経過している者及び満13歳以上の者
2級	満10歳以上で、3級を受有後1年以上経過している者
3級	満9歳以上で、4級を受有後1年以上経過している者
4級	満8歳以上で、5級を受有後1年以上経過している者
5級	満7歳以上で、6級を受有後1年以上経過している者
6級	満6歳以上の者
7級	満5歳以上の者

- 満12歳以下の者は、受審資格を証明する現級位免状の写し等を提出しなければ級位審査を受けることができない。
- 受審級位を受けることができる年齢に達している者で、別記様式第1「剣道級位審査受審証明書」により連盟の登録団体会長及び指導長の推薦を受けた者は、2級までの級審査を受けることができる。

(段位の受審資格)

第6条 段位の受審資格は、次表のとおりとする。

段 位	受 審 資 格
初 段	満13歳以上で、1級を受有後満3ヵ月以上経過している者
2 段	初段を受有後満1年以上経過している者
3 段	2段を受有後満2年以上経過している者

2 2段以上の段位を受けようとする者で、現段位を他の道府県で取得した者は、学校、勤務先又は現住所が東京都内になければ受審できない。

(審査会)

第7条 級位審査会は、連盟の理事長が委嘱した剣道5段以上で69歳以下の審査員5名をもって構成する。この審査員のうち1名は、一般財団法人東京都剣道連盟（以下「東剣連」という。）の登録審査員（以下「登録審査員」という。）とし、登録審査員がいない場合には、審査員（東剣連が登録審査員に準じて認めた者）を充当する。

2 段位審査会は、東剣連の会長が委嘱した登録審査員及び審査員6名をもって構成する。このうち1名は、学科の審査を担当する。

(級位審査の基準)

第8条 級位審査の基準は、次表のとおりとする。

級位	着 装	審査の基準	
		実施種目	合格基準
1級	防具一式	・ 切返し ・ 互角稽古 ・ 木刀による 剣道基本技古 法	切返し及び互角稽古ができ、抜群の応用能力を修得し、かつ、木刀による剣道基本技稽古法「基本1から9まで」ができる者であること。 なお、次の事項も併せて採点するものとする。 ① 小学生は、初段位の審査を受審できる期間（1級取得後1年6ヶ月～2年）を考慮して、当該期間修行することにより、初段位に合格することが予測できる技量を有していること。 ② 中学生以上の者は、初段位の審査を受審できる期間（1級取得後3ヶ月～1年）を考慮して、初段に準ずる技量を有していること。
2級			切返し及び互角稽古ができ、相当の応用能力を修得した者で、かつ、木刀による剣道基本技稽古法「基本1から6まで」ができる者であること。
3級			切返し及び互角稽古ができ、相当の応用能力を修得した者で、かつ、木刀による剣道基本技稽古法「基本1から4まで」ができる者であること。
4級		・ 互格稽古	互角稽古ができ、一応の応用能力を修得した者であること。
5級			互角稽古ができる者であること。
6級		防具を着装し、元立ちに対しての単	単一技（面打ち、小手打ち及び胴打ち）及び連続技（小手・面打ち、小手・胴打ち）ができる者であること。

		一技及び連続技の基本	
7級	稽古着・袴	礼法、体の運用、竹刀操作	礼法・構え方、体の運用及び素振り（前進後退正面・前進後退左右面）ができる者であること。

2 審査は、審査員 5名のうち、3名以上の同意により合格とする。

なお、「木刀による剣道基本技稽古法」の形が不合格となった者は、当該審査の日から1年以内に1回に限り連盟が主催する剣道級位審査会を受けることができる。この場合、別記様式第2「剣道級位再受審証明書」を提出しなければならない。

（段位審査の基準）

第9条 段位審査の基準は、「一般財団法人東京都剣道連盟における級位、段位・称号の審査等に関する規程および実施要領」によるものとする。

（審査料及び登録料）

第10条 級位審査及び段位審査を受ける者（形又は学科の再審査を含む。）は、審査料を納めなければならない。ただし、連盟の会員以外の者は、審査料のほか別途、事務手数料1,000円を納めなければならない。

2 級位審査及び段位審査に合格した者は、登録料を納めなければならない。

3 審査料及び登録料の額は、次表のとおりとする。

区 分	審査料		再審査料	登 録 料		
級 位 審 査 会	1,500円		1,000円	直近下位の級位を取得している者及び満年齢13歳以上の者	1,500円	
				満年齢12歳以下で、直近下位の級位を取得していないため推薦により受審した者	3,000円	
段 位 審 査 会	初段	3,000円	1,000円	一 般	初段	4,700円
					2段	6,200円
	3段	9,300円				
	2段	4,000円	1,500円	高 齢 者 (満年齢70歳以上)	初段	3,100円
					2段	4,700円
	3段	7,300円				
3段	5,600円	2,000円				

（審査事務の処理）

第11条 審査会に、次の係を置き所定の事務を処理するものとする。

(1) 本 部

- ア 事務の統括に関すること。
- イ 運営・進行に関すること。
- ウ 成績の集計及び発表に関すること。
- エ 審査参加料及び登録料の収納に関すること。
- オ 審査請求事項の確認及び出欠に関すること。
- カ その他各係に属しない事務に関すること。

(2) 立 会

ア 呼び出し及び記録に関すること。

イ 立会に関すること。

2 前項の係員は、審査会ごとに連盟の理事長が委嘱する。

(一級合格証明書)

第 12 条 理事長は、1 級合格者に限り、東剣連に申請し、1 級合格証明書の発行を依頼するものとする。

2 1 級合格者は、1 級合格証明書の代金 500 円を納めなければならない。

(補 則)

第 13 条 本規程に定めるもののほか、剣道の級位及び段位の審査に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

(改 廃)

第 14 条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行 う。

(附 則)

本規程は、連盟の設立登記日（平成 21 年 4 月 1 日）から施行する。

(附 則)

本規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

本規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

剣道級位審査受審証明書

年 月 日

一般財団法人目黒区剣道連盟理事長 殿

登録団体名 _____

代表者名 _____ 印

指導長名 _____ 印

下記の者は、年齢が一般財団法人目黒区剣道連盟剣道級位及び段位審査規程第5条の規定を充足し、かつ剣道の修行経歴等から、剣道 級を受審する技量を有していることを証明します。

記

フリガナ 氏 名			性 別	男 ・ 女
生年月日	年 月 日 生			
現 住 所	〒	電話番号	()	
学校名等			学 年	年 生
剣 歴 ※修行剣歴の概要 を簡明に記述	年 月 から 年 月 までの 年 月 の期間 で稽古をしていました。			
事 由 ※審査を受けられな かった事由				

登録団体 代表者の所見	
登録団体 指導長の所見	

剣道級位再受審証明書

フリガナ 氏名			性別	男・女
生年月日	年 月 日		年齢	歳
住所	〒			
審査年月日	令和 年 月 日	審査会場		
有効期限	令和 年 月			

上記の者は、剣道級位審査会において、剣道 級の实技に合格したので、形（木刀による剣道基本技稽古法）の再受審ができることを証明します。

なお、形（木刀による剣道基本技稽古法）は、当連盟が実施する剣道級位審査会において、1年以内に一回に限り再受審することができます。

再受審する場合は、この証明書を剣道級位審査申込申請書に添付してください。

令和 年 月 日

一般財団法人目黒区剣道連盟

理事長

Ⓜ

剣道 7 級及び 6 級位の実技審査要領

平成 19 年 6 月 24 日伺定
令和 4 年 5 月 7 日執行理事会定

剣道 7 級及び 6 級位の実技審査は、次により行う。

1 7 級位実技審査

課 目	実 技 要 領	立 合 の 号 令
① 提刀	実技位置に移動し、提刀する。	提刀（さげとう）
② 礼	正面に礼をする。	正面に礼
③ 帯刀	帯刀する。	帯刀
④ 構え	立ったまま中段に構える。	構え
⑤体の運用	4 呼称の体の運用（前、後、右、左）を 4 回繰り返して行う。	体の運用 4 呼称（前・後・右・左）4 回はじめ。⇒止め
⑥前進後退正面	前進後退の正面打ち 10 本を 2 回行う。	前進後退正面打ち 20 本はじめ。⇒止め
⑦前進後退左右面	前進後退の左右面打ち 10 本を 2 回行う。	前進後退の左右面打ち 20 本はじめ。⇒止め
⑧ 納刀	立ったまま納刀する。	納め。
⑨ 礼	元の位置に戻り正面に礼をする。	正面に礼
⑩ 交代	提刀して交代する。	交代

2 6 級位実技審査

課 目	実 技 要 領	立 会 の 号 令
① 提刀	提刀する。	提刀（さげとう）
② 礼	正面に礼をする。	正面に礼
③ 相互の礼	相互に礼をする。	お互いに礼
④ 帯刀	帯刀する。	帯刀
⑤ 開始線に移動	開始線に 3 歩で移動する。	（3 歩前に進め）
⑥ 構え	立ったまま抜き合わせる。	立ったまま中段に構え
⑦ 正面打ち	正面打ちを 2 回行う。	正面打ち 1 往復はじめ。⇒止め
⑧ 小手打ち	小手打ちを 2 回行う。	小手打ち 1 往復はじめ。⇒止め
⑨ 胴打ち	胴打ちを 2 回行う。	胴打 1 往復はじめ。⇒止め
⑩ 小手・面打ち	小手・面打ちを 2 回行う。	小手・面打 1 往復はじめ。⇒止め
⑪ 小手・胴打ち	小手・胴打ちを 2 回行う。	小手・胴打ち 1 往復はじめ。⇒止め
⑫ 納刀	開始線に移動し、立ったまま納刀する。	止め。立ったまま納め。
⑬ 開始線に移動	5 歩後退し、開始線に戻る。	（5 歩後退）
⑭ 相互の礼	相互に礼をする。	お互いに礼
⑮ 右に移動	右に移動する	右に移動
⑯ ③～⑭（二人目）	③～⑭までを行う。	③～⑭までと同じ
⑰ 礼	正面に礼をする。	正面に礼
⑱ 交代	交代する。	交代

注. 6 級位の実技は、元立ちを替えて 2 回行うものとする。